

交通トピックス

第 2 号

令和 2 年 6 月 2 9 日
 静岡 県 警 察 本 部
 交 通 部 交 通 企 画 課

自転車運転者講習の対象となる「危険行為」が拡大！

☆自転車運転者講習制度とは？

14歳以上の自転車利用者が加害者となる事故防止を図るため、設立された制度
 過去3年以内に2回以上「危険行為」を繰り返すと、県公安委員会から安全講習の受講が命ぜられる。(平成27年6月施行)

【講習時間・手数料～3時間・6,000円】 【受講命令に従わなかった場合～5万円以下の罰金】

(14歳未満の子供は講習受講の対象外)



改正道交法施行令 ～令和2年6月30日施行～

- 改正道交法で定められた「妨害運転(あおり運転)」の規定は、自転車にも適用されることから、自転車講習制度の危険行為に「妨害運転(あおり運転)」の規定が追加されました。(14項目⇒15項目)

自転車の「危険行為」15項目 【施行令第41条の3】

1	信号無視	法第7条
2	通行禁止道路の通行禁止	法第8条第1項
3	歩行者用道路での徐行	法第9条
4	通行区分(歩道・右側通行)	法第17条第1・4・6項
5	路側帯での歩行者の通行妨害	法第17条の2第2項
6	遮断踏切立入り	法第33条第2項
7	交差点(優先道路車)妨害等	法第36条
8	右折時、直進車や左折車への通行妨害	法第37条
9	環状交差点違反	法第37条の2
10	一時不停止	法第43条
11	通行方法(歩行での通行)	法第63条の4第2項
12	制動装置不良自転車運転	法第63条の9第1項
13	酒酔い運転	法第65条第1項
14	安全運転義務違反	法第70条
15	☆追加「妨害運転(あおり運転)」	法第117条の2第6号 法第117条の2の2第11号

自転車の妨害運転の主な事例

逆走	
幅寄せ	
進路変更	
急ブレーキ	
不必要なベルを執拗に鳴らす	